

原告第13準備書面（その2）の要旨

原告第13準備書面は、被告らの耐震設計審査指針改訂後のバックチェック実施状況について、被告らの反論に対する再反論として、それぞれの不作為の違法性と真の原因を述べるものである。序章ないし第4章については既に第13準備書面（その1）において述べたので、本準備書面においては第5章及び第6章について述べる。

第5章 地元自治体と「原発の安全」確保について

1 本章の概要

本章では、地元自治体が、「原発の安全」確保に関し、被告国及び被告東電と法令上どのような関係にあったのかを明らかにした上で、被告らが、地元自治体に対し、耐震バックチェック実施状況をどのように説明していたかの実状とその重大な違法性、背信性を明らかにする。

2 地元自治体と「原発の安全」との基本的な関係について

（1）地元自治体における「原発との共生」関係

地元自治体における「原発との共生」関係が、「原発の安全」確保を最優先することを前提としたものであることは、基本法令等の基本的な考え方からして、当然のことであり、また、政府の「エネルギー基本計画」や原子力委員会の「原子力政策大綱」においても明記されていた。そして、被告らは、地元自治体に対し、その前提の下に、「原発との共生」を要請し、地元自治体も、被告らとの全面的な信頼関係の下に「原発との共生」を受け入れてきた。

（2）地元自治体が被告らから説明され保証されていた「原発の安全」の意味

被告らには、「原発の安全」を確保するために「高度の注意義務」の観点から既述の根幹的な責務が課されていたが、被告らは、地元自治体に対し、かかる根幹的な責務を確実に遵守しているので原発は「絶対安全」である旨広報し、

説明する等して原発の「絶対安全」を保証していた。

(3) 地元自治体の「原発の安全」確保上の役割とその権限

一方、地元自治体の「原発の安全」確保上の役割とその権限についてみると、次のとおり重大な問題が存在していた。

- ①地元自治体は、一旦、原子力災害が発生した場合には、原災法により、基本的に対応の中心となるものとして重大な責務が課されていた。
- ②然るに、原発の安全規制法である炉規法、電業法のいずれにおいても、被告国が規制権限を一元的に所管し行使する体系となっていて、地元自治体には何らの権限も与えられていなかった。
- ③また、原発安全の実状に関する重要な情報は、被告東電及び被告国が独占的に把握し得る状況にあったが、地元自治体への開示、伝達を義務づける法令上の明文の規定は存在していなかった。

(4) 地元自治体が被告東電と締結していた安全確保協定

そこで、地元自治体は、かかる規制権限欠如等の補完として、被告東電と安全確保協定を締結して、被告東電に対し、次のような義務を課していた。

- ①関係法令等遵守の義務（安全確保協定1条）
- ②計画等について地元自治体の事前了解を得る義務（安全確保協定2条）
- ③通報連絡の義務（安全確保協定3条）

2 被告らのバックチェック実施等における「原発の安全」確保に関する実状及び地元自治体への説明状況等の違法性、背信性について

(1) 原告が地元自治体である双葉町の町長当時、「原発の安全」に関する重要な懸案事項としては、次のものがあった。

- ①1997年以来のプルサーマル導入問題
- ②2002年発覚の自主点検作業記録に係る不正問題
- ③2006年安全委・耐震設計審査指針の改訂に伴うバックチェック問題
- ④2007年新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原発被災問題

(2)しかし、被告らのこれら懸案事項への対応の実状は、推進本部の「長期評価」に基づく津波予測（以下「推進本部予測」という。）等を一貫して「想定外」とし続けるなど、被告らに課されている既述の根幹的な責務に違反し、地元自治体と「原発の安全」との基本的な関係を覆す違法なものであり、かつ、被告らの地元自治体に対する説明状況は、かかる実状を隠して原発の「絶対安全」を装うという背信的なものであった。

3 地元自治体の適正な職務権限行使を妨げた影響の重大性について

(1)被告らが、推進本部予測等に関する情報を地元自治体に対して適切に開示し説明していれば、バックチェックにおいて次のとおり津波評価が実施された蓋然性が高い。

ア 地元自治体においては、被告らに津波評価の実施を求め、これが拒否されれば、安全確保協定1条の関係法令等の遵守義務違反、あるいは同協定2条の事前了解に係る義務違反等を理由として、原発稼働を拒否する権限を行ふことができた。

イ 被告国においても、プルサーマル導入に伴う特別のバックチェック実施時に保安院内部に存在していた「津波評価は不可避」とする適切な意見が、地元自治体の意向を踏まえて不当に無視し抑圧することが回避されて、津波評価が適切になされることとなった。

(2)以上は、被告らが、地元自治体に対し、推進本部予測等についての最新の知見等を隠し、「絶対安全」を装い安心させていたこと、端的に言えば、地元自治体を騙していたことが本件事故の原因となったことを示すものである。

4 被告らの地元自治体に対する説明責任

(1)原告は、被告らには、地元自治体と「原発の安全」との基本的な関係からして、地元自治体に対し、原発の安全に関し、その納得が得られるように条理及び社会通念に適った合理的な説明をすべき責任があると解しているところ、被告国もその責任の重要性を本件事故前から認めているところである。

(2) したがって、被告らは、少なくとも次の点について、地元住民の納得が得られるように、条理及び社会通念に適った合理的な説明をすべきである。

- ①被告らが、本件事故前に、地元自治体に対し、被告らに課されている根幹的な責務に適うものとして説明し保証していた「原発の安全」の意味及び伊方原発訴訟最判の判示と、本訴訟において被告国が推進本部予測を「想定外」としていたことを正当化する根拠に挙げる理由とは、どのように整合するのか。
- ②原告は、耐震設計指針改訂の意義について、被告国（保安院）が本件事故前に地元自治体に対し行っていた説明は、推進本部予測を「想定外」とすることが法的に許容されない場合には成り立ち得ない説明であると解しているが、被告らは、このように解することについてどのような異論があるのか。
- ③被告らが改訂後の耐震設計審査指針の運用をバックチェックに止めたことと、伊方原発訴訟最判の判示とはどのように整合するのか。
- ④耐震安全性評価は、地震及びその随伴事象である津波を一体的に評価対象としなければ評価を誤ることとなるのは当然の理であるが、そのことと、被告らが、地元自治体に対しバックチェックにおける津波評価を先送りすることによって推進本部予測等を隠し続けていた上で、バックチェック実施状況に関し安全上重要な「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能が確保されていると地元自治体に説明してその了解を得ていたこととは、どのように整合するのか。
- ⑤東北電力が女川原発に対し津波バックチェックを実施していたことと、被告らが福島第一原発についてこれを実施していなかったこととは、どのように整合するのか。
- ⑥被告国の推進本部予測等に対する「切迫性」論、「優先順位」論の反論は、推進本部予測等について予見義務が認められる場合には論理的に成り立ち

得ない暴論となることを認めるのか。

第6章 総括・「長期評価」予測の不採用の真の原因（根源的、構造的要因）

1 原告が原告第11準備書面及び第12準備書面において明らかにした「真の原因」

原告が原告第11準備書面及び第12準備書面において明らかにした「真の原因」を要約すると、次のとおりである。

①規制側も事業者側も、「既設の炉を停止しない」という条件を大前提に、「既設の炉を停止しない」限度でしか「原発の安全」を考えていなかった。

②また、その大前提を正当化するために、「原発は安全がもともと確保されている」という仮装の理屈（フィクション）を構築して双方の共通の大前提としていた。

③地元住民対策、訴訟対策、安全対策工事も、上記①②の大前提を基に、考えられてきた。

④被告らが、地元自治体に対し、原発の「絶対安全」を装い、騙すこととなつたのも、上記の大前提に基づき、意図的に行ったものであった。

2 耐震バックチェックの実施状況を具体的にみることによって更に明らかになった「真の原因」

（1）被告らの「真の原因」についての反省状況

ア 被告東電は、社長をトップとする原子力改革特別タスクフォースにおいて、「過酷事故対策が不足した背後要因」として、次の点を挙げている。

①過酷事故対策の必要性を認めると、訴訟上のリスクとなると懸念した。

②過酷事故対策を探ることが、立地地域や国民の不安を掻き立てて、反対運動が勢いづくことを心配した。

③過酷事故対策を実施するまでの間、プラント停止しなければならなくなるとの潜在的な恐れがあった。

イ 被告国も、例えば保安院の耐震安全審査室長（当時）は、耐震安全性バックチェックの不備について、次のとおり述べて反省している。

①安全性の審査の過程で、原子炉を止めさせてまで対策をやらせるということはなかったというのが、正直な話である。

②今考えてみると、耐震バックチェックに関して言えば、原子炉を止めた上で補強工事をやらせるべきであった。（略）原子炉を止めなければならぬという事態になれば、事業者としても本気になるのだが、耐震バックチェックでは原子炉自体は動かすことができるので、事業者のモチベーションが上がっていなかつたというのが正直なところだと思う。

③この点については、事業者だけに責任があるわけではなく、規制側である保安院にも一定の責任があると考えている。

（2）上記反省の評価

被告らの上記反省は、本件事故の真の原因（根源的、構造的な要因）が「原発の安全」より「原発を停めない」ことを優先したこと、及びそのために意図的にもたらされた「原発の安全」確保態勢の崩壊にあったことを率直に認めたものと評価できるし、国会事故調が指摘する事故当事者の組織的問題についての指摘とも合致している。

3 被告らの本訴訟における反論と「真の原因」との対比

（1）被告らの耐震バックチェックの致命的な不備を正当化しようとする反論は、被告らの反省状況にも反するものであって、地元自治体に対する重ね重ねの許しがたい背信行為である。

（2）本件事故を鑑みると、被告らが、かかる失当な反論を維持したまま原発事業を担うのであれば、原発過酷事故の再発は不可避である。被告らには、未だに原発事業者及び規制当局としての資格、適格性が欠如したままであると断ぜざるを得ない。

以上